えひめ発の地方創生実現に向けた提言

～実効ある地方版まち・ひと・しごと創生総合戦略 推進のための地方分権・規制改革～

南予全域で多彩なイベントを11月20日（日）まで開催中

全国の市区町村を対象に開催
（日時）平成28年11月1日（火）
（場所）ひめぎんホール（松山市）

平成２８年７月

愛媛県行政改革・地方分権推進
プロジェクトチーム

はじめに

愛媛県では、「愛媛県人口ビジョン」を踏まえた「愛媛県版まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、各種施策に取り組んでいますが、これらの取組を効果的に推進し、県内人口の自然減の歯止め、県外への流出の是正を着実に進めていくためには、国と地方が協働し、同じベクトルで地方創生に取り組んでいかなければなりません。

本提言は、自治体の独自性の発揮や実需につながる施策・アイデアなど、実効ある地方創生の具体的取組を行っていくうえで支障となる国の関与や規制の見直し等について、「チーム愛媛」として、現場を知る立場から「地方創生実現に向けた提言」として取りまとめたものです。

【愛媛県人口ビジョン】

合計特殊出生率

2020年　1.6程度
2030年　1.8程度
2040年　2.07程度

社会増減

2020年代に
流出入を均衡化

2060年に目指す人口

国立社会保障・人口問題研究所推計に準じた人口推計値（81.4万人）よりも、最低25%（20万人）以上の上積み

【愛媛県まち・ひと・しごと創生総合戦略】

1　基本目標①　地域に働く場所をつくる・人を呼び込む
　(1)　産業力の強化と成長産業の育成
　(2)　良質な雇用の場の創出と次代を担う人材の確保
　(3)　移住・定住の促進
　(4)　にぎわいの創出による交流人口の拡大
2　基本目標②　出会いの場をつくる・安心して子どもを生み育てる
　(1)　若い世代の自立と出会いの支援
　(2)　子ども・子育て支援の充実
　(3)　子どもや親子に安心な環境の整備
　(4)　子育てと仕事の両立支援
3　基本目標③　元気な地域をつくる・いつまでも地域で暮らせる
　(1)　安心できる環境の整備
　(2)　心豊かに暮らせる地域づくり
　(3)　地域連携による協働のきずなづくり
　(4)　地域を支える担い手の確保

本提言が、今後の人口減少に伴う様々な課題への対応の一助となるとともに、地方創生の取組を加速させるものとなることを期待します。

平成２８年７月２８日

愛媛県行政改革・地方分権推進プロジェクトチーム

えひめ発の地方創生実現に向けた提言

１　地方創生の取組の支障となるものの解消に向けて

（１）地方創生の取組を加速させるために

１　地方分権改革に関する国への提案募集制度の対象拡大【内閣府】

募集の対象を自治体の事務に限定せず、国や民間が行うことでも、地方において支障が生じているものについては対象とすること。

２　地方の意見を踏まえた地方創生の実現に向けた実効性のある支援【内閣府】

地方創生関連の財政措置について、必要な財源を確保するとともに、交付金の活用に当たって必要な事業計画の認定は、地方の意向を十分踏まえ、地方版総合戦略に掲げるＫＰＩ実現に必要な取組は、ハード・ソフトに関わらず対象とすること。

３　サイクリングコースを案内するブルーラインの規格統一【国土交通省】

国内外のサイクリストが、国内のサイクリングコースを安心して利用できる環境を整備するため、全国で整備が広がりつつあるブルーラインの規格を統一すること。

（２）自主財源確保に向けた制度見直し

４　自動車税滞納整理の効率化のための制度見直し【総務省・国土交通省】

ローンで自動車を購入した際、完済後も一般的に所有権の移転登録がなされないため差押が出来ないケースが多いことから、職権により登録変更の申請ができるよう制度改正を行うか、または、税法の規定により、当該滞納に係る自動車の差押え（公売を含む）が可能となるよう制度改正を行うこと。

（３）国主導で導入が進められている制度等への財源措置

国の主導で全国的に導入が進められているものについては、国の責任を明確にした上で、地方に過重な負担を強いることのないよう確実な財源措置を行うこと。

５　ドクターヘリの運航等に対する確実な財源措置【厚生労働省】

６　マイナンバー制度導入に伴うセキュリティ対策の財源措置【総務省】

（４）地方財政の健全化に向けた取組

７　地方一般財源総額の確保【総務省】

地方交付税総額が法定率分等で不足する財源については、これまで巨額の債務残高を抱える国の財政状況を踏まえ、国と地方の折半で負担しているが、税収増で折半対象財源不足が解消した場合は、国の債務縮減に充てるのではなく、人口減少対策や地方創生等の増大する地方歳出への対応や臨時財政対策債の残高縮減に充てること。

２　地域に働く場所をつくり、人を呼び込むために

（１）産業力の強化と成長産業の育成

８　指定野菜価格安定対策事業における共同出荷割合の引下げ【農林水産省】

農協等への共同出荷割合が全国一律の要件となっているが、条件不利地域等における小規模産地での共同出荷割合については、地域の実情に応じた低い割合を可能とすること。

（２）良質な雇用の場の創出と次代を担う人材の確保

中山間地域等直接支払制度の要件緩和等　≪提言 32 に記載≫

（３）にぎわいの創出による交流人口の拡大

９　国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業における施設使用期間要件の緩和【内閣府・観光庁・厚生労働省】

施設使用期間の最低利用日数（現行７日以上）について、外国人観光客の増加に対応できるよう地域の実情に応じて自由に設定できるようにすること。

10　東京オリンピック・パラリンピックを契機とした外国人観光客の地方への誘客促進【国土交通省】

外国人観光客を広く全国に誘導し、地方経済の活性化に資するため、東京オリンピック・パラリンピック開催期間及びその前後の期間を対象とし、低廉な陸・海・空の周遊フリーパス制度を導入すること。

３　出会いの場をつくり、安心して子どもを生み育てるために

（１）子ども・子育て支援の充実

11　地方単独で行っている子ども医療費助成の全国一律の制度化及び財源措置【厚生労働省】

地方が単独で行っている子ども医療費助成について、少子化対策として義務教育修了までの医療費助成を全国一律の制度として創設し、地方が負担する費用に対し、国が財源措置を行うこと。

12　認定こども園の設置及び運営基準における自園調理義務付けの見直し【内閣府・厚生労働省】

認定こども園において義務付けられている給食の自園調理を参酌基準とし、３歳未満児に対する給食の外部搬入を認めるなど、各自治体の裁量で実施できるよう改めること。

13　放課後児童支援員認定資格研修の弾力的運用【厚生労働省】

放課後児童支援員の資格要件として、知識・技能を十分に習得している者に対しても一律に研修の修了が求められているため、総勤務時間による受講免除など、現場職員の負担を軽減すること。

（２）子どもや親子に安心な環境の整備

14　高等学校等就学支援金制度に係る支給要件の緩和【文部科学省】

支給期間や履修単位数について、長期療養などのやむを得ない事由等、個々の事情を斟酌したうえで延長・拡大できるよう要件を緩和すること。

15　学校施設長寿命化対策に係る支援制度の充実【文部科学省】

事業費の大規模改修の限定を撤廃し、計画的な部分的改修を対象とするなど、財政規模の小さな団体でも対応できるようにすること。また、小・中学校のみでなく、高等学校も支援の対象とすること。

16　公立学校施設整備事業における予算単価の引上げ【文部科学省】

実際の工事に要する経費と国交付金の算定基礎となる予算単価との間に乖離があり、事業費に見合う額が交付されていないため、実情に合うよう予算単価の引上げを図ること。

17　通級による指導の対象となる障がいの種類の見直し【文部科学省】

知的障がいを通級（※）による指導の対象に加えること。

※日本の義務教育における特別支援教育制度の一つで、通常の学級に在籍していながら、通級指導教室において、一部特別な指導を受けることができる制度。

４　元気な地域をつくり、いつまでも地域で暮らせるようにするために

（１）安心できる環境の整備

18　離島航路に係る対象航路の拡大【国土交通省】

地域が維持すべきと認める生活航路については、他に代替手段がない航路に限るという要件を緩和し、通勤や通院などで日常生活に多大な支障が生じないよう国の補助対象とすること。

19　地方単独医療費助成に対する国庫負担金等の減額措置の廃止【厚生労働省】

地方自治体が子ども等の医療費を単独で助成する措置で、全国的に広がって標準的になっているものについては、国庫負担金等を減額調整する措置を廃止すること。

20　届出による救急医療病床の設置【厚生労働省】

病床過剰地域であっても、生命に関わる救急医療は最優先で取り組む必要があるため、救急医療病床を設置する際の大臣同意を都道府県知事への届出へ緩和し、迅速化を図ること。

21　在宅の重症心身障がい児（者）に係る支援体制基準の緩和【厚生労働省】

重症心身障がい児（者）に日中活動サービスを実施する事業所の利用定員や人員配置の基準を緩和することにより、中山間地域など利用者の少ない地域でもサービス提供を可能とすること。

22　外国人介護人材の確保に関する各種制度等の要件の緩和【厚生動労省】

資格試験や養成施設において、英語等の使用を可能とするなど言語面での配慮を行うこと。また、外国人を受け入れる各種制度において受入れ対象国の拡大や在留期間の延長を検討すること。

23　原発の円滑な廃炉に向けた各種措置【経済産業省】

加圧水型原子炉に広く適用できる廃炉技術研究を伊方原発において実施すること。廃炉・解体等に伴い発生する廃棄物等の処分や使用済燃料の保管等に関して、エネルギー政策を司る国が積極的に関与し、責任を持って取り組むこと。

24　複数の都道府県をまたがる産業廃棄物収集運搬業等の許可【環境省】

　産業廃棄物収集運搬業及び特別管理産業廃棄物収集運搬業の事業範囲が複数の都道府県にまたがる場合の当該許可については、主たる事務所を所管する都道府県を経由して、環境省（地方環境事務所）が行うこと。

25　産業廃棄物不法投棄等原状回復支援事業の拡充等【環境省】

　産業廃棄物が不適正に保管、収集、運搬又は処分された場合において、都道府県・市が行う原状回復の費用の一部を負担する産業廃棄物不法投棄等原状回復支援事業の拡充を図るとともに、環境省の廃棄物処理の代行も含めた積極的な支援を行うこと。

26　浄化槽市町村整備推進事業の要件緩和【環境省】

　浄化槽市町村整備推進事業実施要綱における基数要件（10 基以上）を緩和すること。

27　被災者生活再建支援制度の適用拡大【内閣府】

　全壊や大規模半壊に限定せず、日常生活に多大な支障が生じる半壊や床上浸水も適用対象とすること。また、複数市町村にまたがる被害は、全壊世帯が 10 世帯未満の市町村に居住する被災者も支援金の支給対象とすること。

28　国営土地改良事業等受益地の農用地区域からの除外に関する規制の見直し【農林水産省】

　大規模な事業は工事期間が長くなることから、全体の工事が完了せずとも、部分的に工事が完了した時点を起算点として、当該受益地を農用地区域から除外できるようにすること。

29　災害時における災害情報の収集伝達システムの整備に係る財政措置の拡充【内閣府、総務省】

　災害時における災害情報の住民への確実な伝達や収集、県・市町等関係機関間の緊急連絡手段として、デジタル同報系防災行政無線をはじめとする災害情報の収集伝達システムの整備に係る財政措置を拡充すること。

（２）心豊かに暮らせる地域づくり

30　空家対策について【国土交通省・総務省】

① 除却勧告等に従わず特定空家等を放置した場合は、固定資産税の重加算を行う等、更なる税制改正を行うこと。

② 防災・安全上、緊急を要する空家については、助言・指導、勧告、命令の所定の手続きを経ることなく、迅速に必要最小限度の応急安全措置をとれるようにすること。

31　科学研究補助金の応募要件の緩和【文部科学省】

　博物館法の登録博物館に在籍する学芸員についても、対象となるよう応募要件を緩和すること。

（３）地域連携による協働のきずなづくり

32　日本型直接支払制度における事業実施期間等の要件緩和【農林水産省】

　事業実施期間（現行５年）については、高齢者等の参加促進のため５年以内も可能とすること。また、高齢化等により実施期間内に事業の一部が継続できなくなった場合に事業開始年度まで遡及する返還義務を、活動実績が確認できる年度分は返還を免除すること。

上記要件に加え、

① 農業・農業用水等の保全のための**多面的機能支払交付金**については、高齢化の現状を踏まえ、返還免除の要件に病気や高齢等の要件を加えること。

② 条件不利地域での農業生産活動を支援する**中山間地域等直接支払制度**については、山間部の小規模就農が多い現状を踏まえ、加算要件（担い手の育成、販売促進等の体制整備）を緩和すること。また、事業の一部が継続できなくなった場合に、集落全体に及ぶ返還について、廃作部分（個人分）のみとすること。

○新規（12 項目）

提言個別シート

≪目　次≫

1　地方創生の取組の支障となるものの解消に向けて

（１）地方創生の取組を加速させるために

・提言１　地方分権改革に関する国への提案募集制度の対象拡大　・・・・・・・・・・・１

・提言２　地方の意見を踏まえた地方創生の実現に向けた実効性のある支援・・・・・２

○提言３　サイクリングコースを案内するブルーラインの規格統一・・・・・・・・・・３

（２）自主財源確保に向けた制度見直し

・提言４　自動車税滞納整理の効率化のための制度見直し　・・・・・・・・・・・・・４

（３）国主導で導入が進められている制度等への財源措置

・提言５　ドクターヘリの運航等に対する確実な財源措置　・・・・・　　・・・・・５

・提言６　マイナンバー制度導入に伴うセキュリティ対策の財源措置　・・・・・・・５

○提言７　地方一般財源総額の確保　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６

2　地域に働く場所をつくり、人を呼び込むために

（１）産業力の強化と成長産業の育成

・提言８　指定野菜価格安定対策事業における共同出荷割合の引下げ　・・・・・・・７

（２）良質な雇用の場の創出と次代を担う人材の確保　≪提言 32 に記載≫

（３）にぎわいの創出による交流人口の拡大

・提言９　国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業における施設使用期間要件の緩和　・・・８

○提言 10　東京オリンピック・パラリンピックを契機とした外国人観光客の地方への誘客促進・・・・８

3　出会いの場をつくり、安心して子どもを生み育てるために

（１）子ども・子育て支援の充実

○提言 11 地方単独で行っている子ども医療費助成の全国一律の制度化及び財源措置・９

・提言 12 認定こども園の設置及び運営基準における自園調理義務付けの見直し　・・９

・提言 13 放課後児童支援員認定資格研修の弾力的運用　・・・・・・・・・・・・・・10

（２）子どもや親子に安心な環境の整備

・提言 14 高等学校等就学支援金制度に係る支給要件の緩和　・・・・・・・・・・・・11

・提言 15 学校施設長寿命化対策に係る支援制度の充実　・・・・・・・・・・・・・・11

○提言 16 公立学校施設整備事業における予算単価の引上げ・・・・・・・・・・・・・12

○提言 17 通級による指導の対象となる障がいの種類の見直し・・・・・・・・・・・・13

4　元気な地域をつくり、いつまでも地域で暮らせるようにするために

（１）安心できる環境の整備

・提言 18 離島航路に係る対象航路の拡大　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14

・提言 19 地方単独医療費助成に対する国庫負担金等の減額措置の廃止　・・・・・・15

・提言 20 届出による救急医療病床の設置　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15

・提言 21 在宅の重症心身障がい児（者）に係る支援体制基準の緩和　・・・・・・・16

○提言 22 外国人介護人材の確保に関する各種制度等の要件の緩和　・・・・・・・・17

○提言 23 原発の円滑な廃炉に向けた各種措置　・・・・・・・・・・・・・・・・・・18

○提言 24 複数の都道府県をまたがる産業廃棄物収集運搬業等の許可・・・・・・・・19

○提言 25 産業廃棄物不法投棄等原状回復支援事業の拡充等・・・・・・・・・・・・・19

○提言 26 浄化槽市町村整備推進事業の要件緩和・・・・・・・・・・・・・・・・・・20

・提言 27 被災者生活再建支援制度の適用拡大　・・・・・・・・・・・・・・・・・・20

・提言 28 国営土地改良事業等受益地の農用地区域からの除外に関する規制の見直し　・・・21

○提言 29 災害時における災害情報の収集伝達システムの整備に係る財政措置の拡充・22

（２） 心豊かに暮らせる地域づくり
・提言 30 空家対策について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・23
① 空家対策に関する税制改正
② 空家等に対する応急措置
・提言 31 科学研究補助金の応募要件の緩和 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・24
（3）地域連携による協働のきずなづくり
・提言 32 日本型直接支払制度における事業実施期間等の要件緩和 ・・・・・・・・・25
①多面的機能支払交付金における要件の緩和
②中山間地域等直接制度の充実・強化 2　地域に働く場所をつくり、人を呼び込むために≪再掲≫

1　地方創生の取組の支障となるものの解消に向けて
（１）地方創生の取組を加速させるために

提言１

地方分権改革に関する国への提案募集制度の対象拡大　【内閣府】

≪提言内容≫

国への提案募集制度は、現場の意見を広く汲み取る制度として平成 26 年度から開始されたもので、募集の対象は、自治体が直接実施する事務となっているが、国や民間が実施する事務についても、地方創生を実現・加速させていく上で支障となる規制や、地域の実情を踏まえ制度改正の余地のあるものについては、現に具体的支障事例が無い場合も含めて、提案募集の対象とすること。

≪具体的支障事例≫

- 全国の提案募集状況は、平成 26 年は提案数約 900 件、平成 27 年、28 年は約 300 件という状況であり、提案数が減少するとともに、実際の実現数が低いのは、対象が自治体の直接事務に限られていることや、事前相談で対象外と整理されることも一因と考えられる。
- 本県か提案した自動車税滞納整理の効率化のための制度見直し（提言 4）に係る自動車税所有権移転代位登録事務や、外国人介護人材の確保に係る各種制度等の要件の緩和（提言 22）に係る制度は、国が直接執行する事務であり、自治体の事務でないとして、対象外と整理された。
- 提案のうち、具体的支障事例に乏しいものでも、近い将来支障が生じる可能性の高いものや地方創生の取組を加速させるために必要な項目を現場職員のアイデアで作成したものである。本制度が、地方の発意を広く汲み取る制度という主旨を踏まえれば、事前相談で提案を取り下げさせるのではなく、現場のアイデアを可能な限り拾い上げ、国が他の自治体の意見を聴く機会をつくるなどの取組が必要。
- 事前相談で検討の対象外として整理される補助対象の拡充や補助基準の緩和についても、補助制度が現場の実情と乖離しているものを提案しているので、検討の対象外とせず、関係省庁に検討要請を行ってほしい。

≪効果・あるべき姿≫

提案募集制度について、自治体の事務か否かを問わず、現場を知る自治体が改善提案を行い、関係省庁が真摯に検討を進めるよう改善することで、地方が抱える課題の解消につながるとともに、地方創生の取組を加速できる。

提言２

地方の意見を踏まえた地方創生の実現に向けた実効性のある支援【内閣府】

≪提言内容≫

新型交付金をはじめとする地方創生関連の財政措置について、地方版まち･ひと･しごと創生総合戦略の推進に必要な財源を確実に確保すること。

また、地域再生法に基づく継続的な支援制度とされた新型交付金の活用に当たって必要とされる内閣総理大臣による事業計画の認定においては、地方の創意工夫が十分に生かされるよう、地方の声を直接聞いたうえで、地方版総合戦略に掲げるKPI実現に必要と考えられる取組は、ソフト・ハードに関わらず、全て対象とすること。

特に先行型交付金を活用した総合戦略に位置付けられた事業であって、継続して取り組む必要があるものについては、原則、新型交付金を活用できるものとすること。

≪具体的支障事例≫

・国の平成 28 年度予算に計上された新型交付金では、国の補助率が 1/2 とされ、地方の負担分については、地方財政措置が講じられる予定とされているが、負担額相当分がしっかりと措置されるかは確実でないため、特に財政基盤が脆弱な地方自治体では不安が生じている。
・本県をはじめとした地方自治体の多くは、地方版総合戦略に掲げたＫＰＩ実現のため、平成 28 年度当初予算事業として様々な取組を実施しているところであるが、新型交付金対象事業の事前着手が認められるかどうかは個別相談とされているため、新型交付金を充当できない事業が生じるおそれがある。
・交付に関する事務手続や交付後の評価手続が煩雑であるほか、対象事業の要件（ハード は原則不可など）によって、地方の創意工夫が活かしきれない。
・事業の採択に当たって、事業の必要性などを直接言えるプレゼン等の機会がないため、地方の考えや熱意を国に十分伝えられなかった結果、地方にとっては、非常に効果が高いと思われる事業であっても不採択とされるといった問題が発生している。

≪効果・あるべき姿≫

県や各市町が総合戦略に掲げる各取組を行うために必要な財源を確保することで、地元企業や大学等と連携した「オール愛媛」により、県内各自治体の実情に応じた効果的な施策を展開できる。

また、地方版総合戦略に掲げるKPI実現のためには、どういった取組が効果的かといった知恵は、現場である地方にある。国は地方の声をしっかりと聴き、必要と考えられる取組はソフト・ハードに関わらず全て対象とするなど、地方の自主性に委ねた支援を行うことで、地方創生を実現するにはどうすべきか、地方が自ら考え、実行していく真の地方自治に向けた一歩を踏み出せる。

提言３

サイクリングコースを案内するブルーラインの規格統一　【国土交通省】

≪提言内容≫

国内外のサイクリストが、国内のサイクリングコースを安心して利用できる環境を整備するため、全国で整備が広がりつつあるブルーラインの規格を統一する。

≪愛媛県の事例≫

愛媛県では、サイクリングは“健康”と“生きがい”と“友情”を与えてくれるという「自転車新文化」を提唱し、県全域で誰もが自転車を楽しめる「サイクリングパラダイス愛媛」を目指し、しまなみ海道サイクリングロードを始めとした「愛媛マルゴト自転車道」26コースの整備を国・県・市町が連携して行っている。

「愛媛マルゴト自転車道」には、国内外のサイクリストにわかりやすくサイクリングコースを明示するため、車道の左側にブルーラインの整備を進めており、平成28年度に完了する予定となっている。

≪提言理由≫

ブルーラインは、本県のほか、広島県、高知県、和歌山県、富山県においても整備を進めているが、今後整備を予定している自治体においても、同じ規格で統一することにより、国内外のサイクリストが安心して走行できるようにする。

≪ブルーラインの整備目的≫

- わかりやすくサイクリングコースを明示（地図を持たなくても、目的地に到達できる。）
- 自転車の左側走行を喚起
- 自動車運転者に対して、自転車への注意を喚起

≪ブルーラインの規格≫

- 幅：20cm
- 厚さ：1.5mm
- 色：青（マンセル値10B6/6）
- 滑り抵抗値：75BPN以上※
- 材質：溶融式塗料
- 路面標示ピクト（距離・方向を明示）を主要交差点及び1kmピッチで設置

※アスファルト舗装と同等以上の抵抗値を確保

しまなみ海道サイクリングロード

1　地方創生の取組の支障となるものの解消に向けて
（2）自主財源確保に向けた制度見直し

提言４

自動車税滞納整理の効率化のための制度見直し　【総務省・国土交通省】

≪提言内容≫

ローンで自動車を購入すると、所有者はローン会社等となるが、完済後も所有権の移転登録がなされないために、使用者が自動車税を滞納した場合であっても、当該滞納に係る自動車に対して差押えができない事例が多数存在する。

このため、ローン完済によって実質的に所有権が使用者に移転していると認められるものについては、職権により登録変更の申請ができるよう制度改正を行うか、または、税法上のみなし規定により、当該滞納に係る自動車の差押え（公売を含む）が可能となるよう制度改正を行うこと。

≪具体的支障事例≫

・現在は、登録上の所有者と使用者が相違する場合において、使用者が自動車税を滞納しても、当該滞納に係る自動車を差し押えることができず、自動車税の滞納整理の妨げとなっている。
・自動車税は貴重な県の自主財源となっているが、滞納繰越額の件数は全体の約8割を占めており、迅速な徴収手続が求められる。

≪効果・あるべき姿≫

自動車税という地方税の貴重な財源を確保できるとともに、徴収事務の負担軽減・迅速化が図られ、税の公平性が保たれる。

1　地方創生の取組の支障となるものの解消に向けて
（３）国主導で導入が進められている制度等への財源措置

提言５
ドクターヘリの運航等に対する確実な財源措置　【厚生労働省】

≪提言内容≫

・地方の財政負担が大きいドクターヘリの整備・運航に係る財政措置を充実すること。

・医療提供体制推進事業費補助金について、ドクターヘリ導入促進事業はもとより、その他の事業についても、補助基準額に応じた交付がなされるよう十分な予算額を確保すること。

・同補助金の多くの事業が地域医療介護総合確保基金に移行されたことから、同基金の配分に当たっては、都道府県の意向を十分に踏まえるとともに、地域の実情に応じて柔軟に活用できる制度とし、将来にわたって十分な財源を確保すること。

≪具体的支障事例≫

・ドクターヘリの導入に必要な施設・設備整備に対する財政支援が十分ではなく、地方の財政負担が大きい。

・導入後の運航経費についても、国庫補助率は2分の1とされ、27 年度分については、補助金は100％配分されているが、実態は、ドクターヘリに対する補助金は、救急医療や周産期医療などを含む補助金の一部であり、補助金総枠の配分率は 26 年度から8ポイント以上低い54．4％にまで縮減されるなど、年々その総額が削減され、国に肩代わりして地方が不足分を負担しているのが現状である。

≪効果・あるべき姿≫

ドクターヘリ導入促進事業及びその他の事業について、地方に過重な負担が生じないよう補助基準額に応じた予算額を確保する。

提言６
マイナンバー制度導入に伴うセキュリティ対策の財源措置　【総務省】

≪提言内容≫

「新たな自治体情報セキュリティ対策の抜本的強化」の取組を進めるに当たって、地方が実施するセキュリティ強化に要する経費について、地方の財政負担を軽減するために必要な財源措置を確実に講じること。

≪具体的支障事例≫

「新たな自治体情報セキュリティ対策の抜本的強化」に基づく情報セキュリティ対策の実施において、国の平成 27 年度補正予算で措置された補助金は、国の示した強化内容の実施が全ての自治体に求められているにもかかわらず、補助対象が都道府県と市町村で分けられた上に、必要額には程遠く、地方にとっては想定外の多額な経費が必要となっている。また、平成 28 年度地方財政計画では、情報セキュリティ対策分が計上されているものの、確実かつ十分な地方財政措置とはなっていない。

≪効果・あるべき姿≫

「新たな自治体情報セキュリティ対策の抜本的強化」で地方がさらに実施することを求められるセキュリティ強化のためのシステム、端末機、ネットワーク等の追加導入や改修に要する経費については、マイナンバー制度の安全性を確保するために必要となる措置であるので、国が経費負担すべきであり、地方側が柔軟に活用可能な形で補助すること。

また、維持管理費については、情報セキュリティ対策は自治事務ではあるものの、マイナンバー制度導入に伴うセキュリティ対策を講じることで地方にとっては想定外の多額な経費が必要となっていることに鑑み、地方の財政負担を軽減するために必要な財政措置を講じること。

1　地方創生の取組の支障となるものの解消に向けて
（4）地方財政の健全化に向けた取組

提言７

地方一般財源総額の確保　【総務省】

≪提言内容≫

地方交付税総額が法定率分等で不足する財源については、これまで巨額の債務残高を抱える国の財政状況を踏まえ、国と地方の折半で負担しているが、税収増で折半対象財源不足が解消した場合は、国の債務縮減に充てるのではなく、人口減少対策や地方創生等の増大する地方歳出への対応や臨時財政対策債の残高縮減に充てること。

≪具体的支障事例≫

・地方はこれまで、国を上回る歳出の抑制努力を続けてきたことにより、折半対象財源不足については、平成28年度には0.5兆円にまで縮減しているが、地方財政においては、なお5.6兆円もの巨額の財源不足が生じている。
・また、巨額の財源不足に対し、特例的な地方債の増発により補填してきた結果、臨時財政対策債の平成 28 年度末残高見込みは約 52 兆円と累増し、地方の債務残高は約 200 兆円と高止まり。

≪効果・あるべき姿≫

地方版ひと･もの･しごと総合戦略に基づき、地方は、人口減少対策、雇用対策などの取組を行っているが、地方創生に必要な歳出確保や臨時財政対策債の残高が縮減されることで、各自治体は、地方の実情に応じたソフト･ハードへの対策が可能となり、地方創生の実現が図られる。

平成28年度地方財政計画 (単位:兆円)

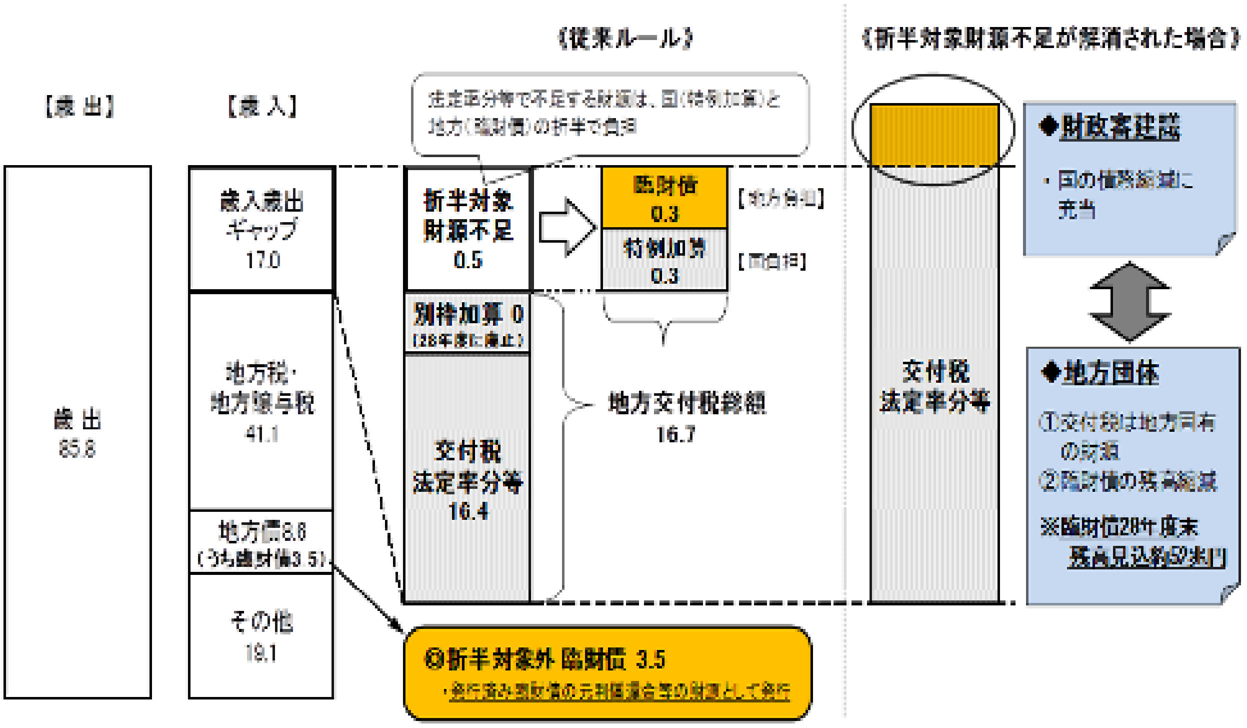

地方財政計画の歳出の推移

近年の地方財政計画の歳出は、高齢化の進行等により社会保障関係費（一般行政経費に計上）が増加する一方で、行政改革等により、給与関係経費や投資的経費が減少していることから、全体としては抑制基調にある。

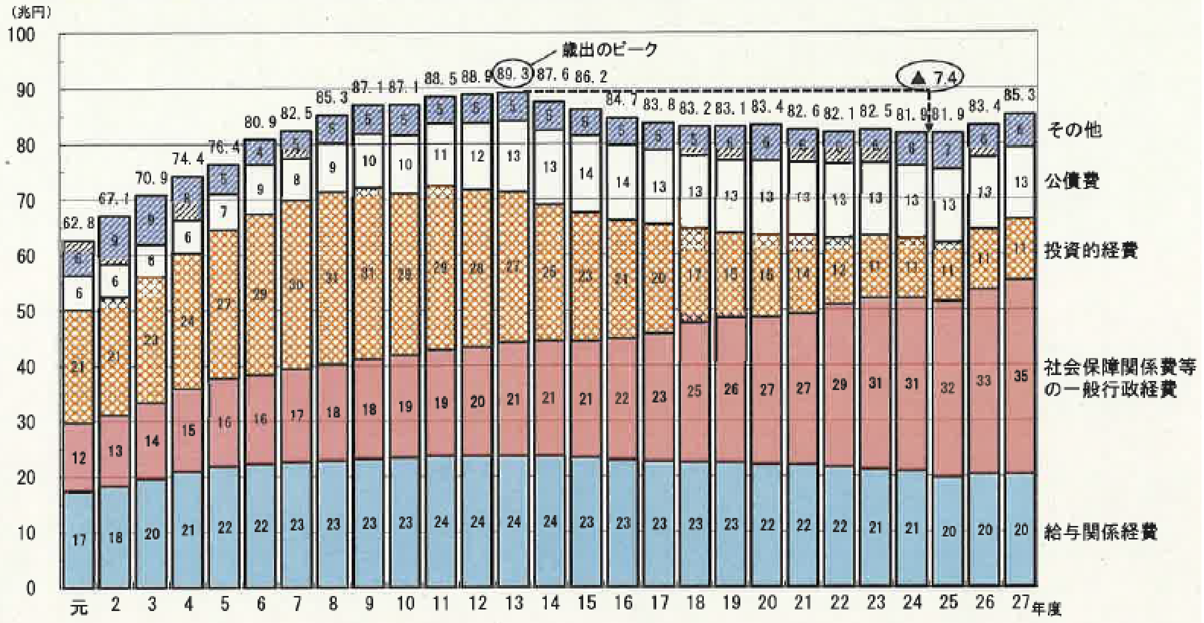

地方の財源不足額と地方税収

○ 近年は巨額の財源不足が続いている状況

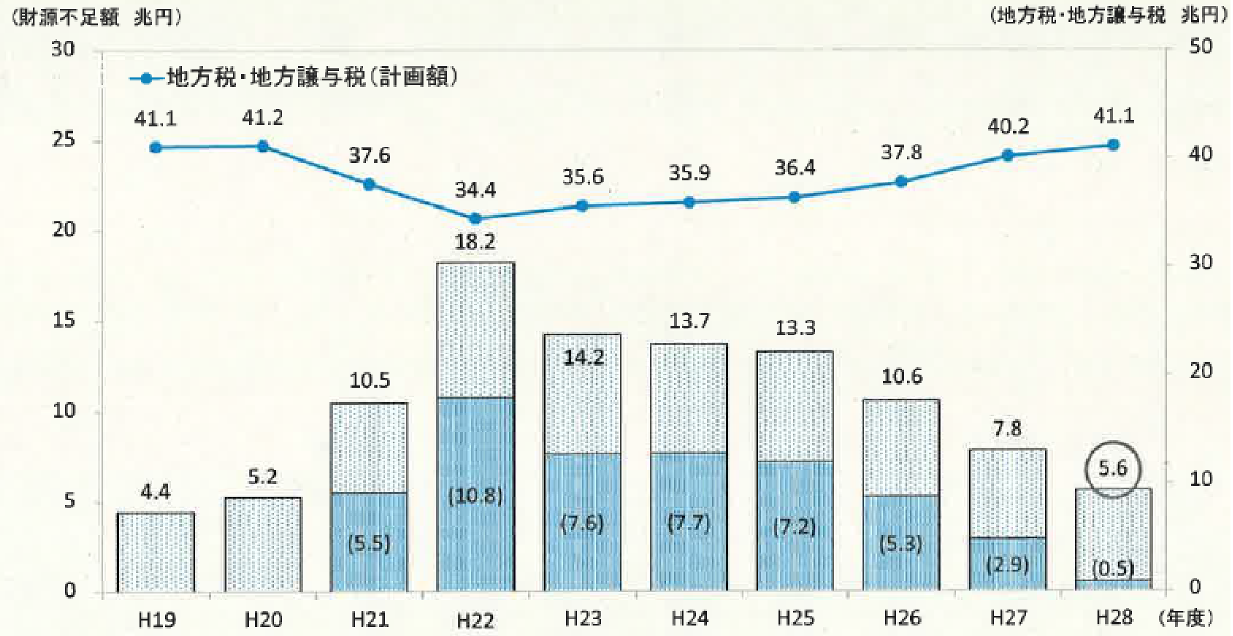

※（　）は折半対象財源不足額

地方財政の借入金残高の状況

○ 地方財政は、28年度末見込で約200兆円もの巨額の借入金残高を抱えている。

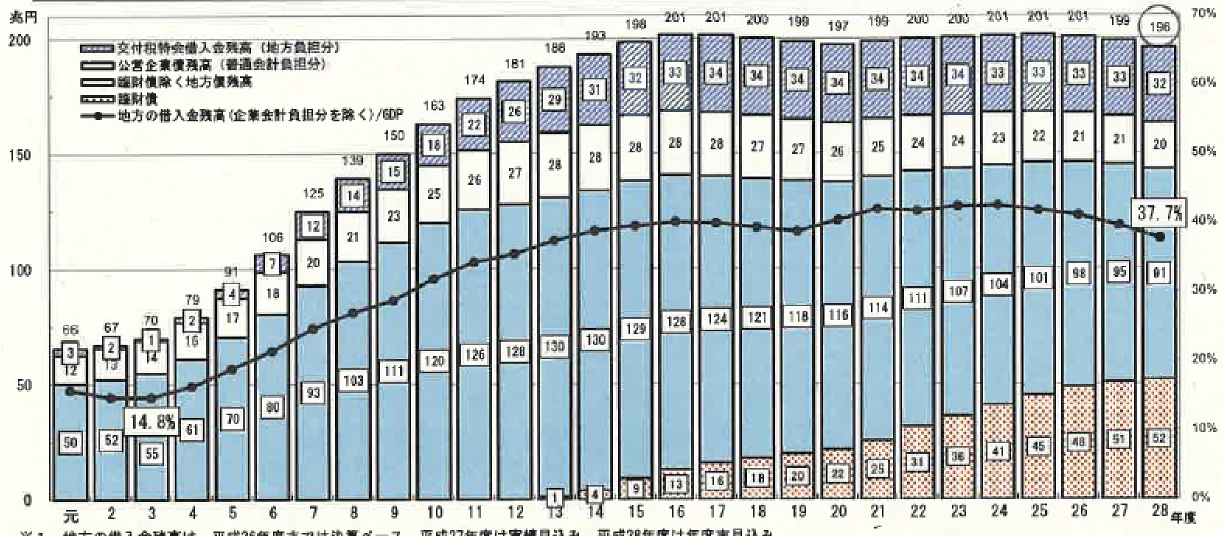

※１　地方の借入金残高は、平成26年度までは決算ベース、平成27年度は実績見込み、平成28年度は年度末見込み。
※２　ＧＤＰは、平成26年度までは実績値、平成27年度は実績見込み、平成28年度は政府見通しによる。
※３　表示未満は四捨五入をしている。

（参考）公営企業債残高（企業会計負担分）の状況　　（単位：兆円）

年度	H元	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
公営企業債残高	19	20	21	22	24	25	26	28	29	30	31	32	33	33	33	33	32	32	31	30	30	29	28	27	26	25	25	24

財源不足に関する地方交付税法第６条の３第２項の対応について

地方交付税法(昭和25年法律第211号)（抄）

第6条の3　（略）

2　毎年度分として交付すべき普通交付税の総額が引き続き第10条第2項本文の規定によつて各地方団体について算定した額の合算額と著しく異なることとなつた場合においては、地方財政若しくは地方行政に係る制度の改正又は第6条第1項に定める率(＝交付税率)の変更を行うものとする。

<考え方>

①地方財政対策を講じる前に、通常の例により算出される歳入歳出におけるギャップ（財源不足額）があり、
②その額が、法定率分で計算した普通交付税の額の概ね1割程度以上となり
③その状況が2年連続して生じ、3年度以降も続くと見込まれる場合。

○財源不足への対応

年　度	
8	単年度の措置として、財源不足額のうち地方交付税対応分について、国と地方が折半して補塡することとし、臨時特例加算及び国負担分の借入金の償還財源の繰入れを法定。
9	単年度の措置として、平成8年度と同様の対応。
10～12	平⑩～⑫に予定されている交付税特会借入金の償還を平⑬以降に繰り延べるとともに、財源不足は特別会計借入で補塡。借入金償還は国と地方が折半して負担する等の措置。
11	恒久的な減税の補塡措置として、たばこ税の移譲、交付税率引上げ、地方特例交付金の創設等を行うとともに、その他の財源不足のうち交付税対応分について平⑩の制度改正に沿って財源不足は特別会計借入で補塡。借入金償還は国と地方が折半して負担する等の措置。
13～15 16～18 19～21 22 23～25 26～28	折半対象財源不足の1/2は、国が一般会計から加算し、残りは地方が特例地方債（元利償還金の全額を基準財政需要額に算入）を発行することにより補塡する等の措置 。 ※　平⑬、⑭は特会借入金方式をそれぞれ1/2、1/4併用
27	地方交付税原資の安定性の向上と充実を図るため、所得税、法人税及び酒税の地方交付税率を見直すとともに、たばこ税を地方交付税の対象税目から除外。

２　地域に働く場所をつくり、人を呼び込むために
（１）産業力の強化と成長産業の育成

提言８

指定野菜価格安定対策事業における共同出荷割合の引下げ　【農林水産省】

≪提言内容≫

「指定野菜価格安定対策事業」では、農協等への共同出荷割合が全国一律の要件(2/3 又は 1/2)となっているが、流通が多様化している現状を踏まえ、中山間地域や条件不利地域における小規模産地での共同出荷割合について、地域の実情に応じた低い割合を可能とすること。

（共同出荷割合：指定野菜における全出荷量に対する共同出荷組織等への出荷の割合）

≪具体的支障事例≫

・本県では、急傾斜地や中山間地域での小規模な生産が多く、また、農家所得の向上のため、需要に応じた多様な販売チャネルによる直接取引や、6次産業化への取組の拡大など、一律のまとまり要件を満たすことが難しくなってきている。

・県内の指定産地数は、平成 15 年度の 26 産地から、平成 27 年度には 17 産地と大幅に減少し、さらに、さといも、たまねぎ、レタス、ほうれんそうの産地では、共同出荷割合の要件を下回り、事業の対象外となることが懸念される。

≪効果・あるべき姿≫

同事業を、流通が多様化している現状を踏まえた制度に改めることによって、消費者への安定供給を図りつつ、農家所得の安定による産地の維持・発展につなげることができる。

２　地域に働く場所をつくり、人を呼び込むために
（２）良質な雇用の場の創出と次代を担う人材の確保

日本型直接支払制度における事業実施期間等の要件緩和　【農林水産省】

中山間地域等直接支払制度　≪提言 32 に記載≫

２　地域に働く場所をつくり、人を呼び込むために
（３）にぎわいの創出による交流人口の拡大

提言９
国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業における施設使用期間要件の緩和

【内閣府・観光庁・厚生労働省】

≪提言内容≫

国際的な経済活動の拠点形成に向けた「国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業」における施設使用期間の最低利用日数（現行７日以上）について、増加する外国人観光客の宿泊施設の不足に対応し、地方での空家等を有効活用するため、各地域の実情に応じて、都道府県又は保健所設置市の判断で、より短期であっても設定できるようにすること。

≪具体的支障事例≫

「せとうち・海の道」や「スピリチュアルな島　～四国遍路～」などの広域観光周遊ルートを訪れる外国人観光客の場合、一箇所に7日以上滞在することはほとんどなく、「国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業」における施設使用期間の最低利用日数（現行7日以上）では、増加する外国人観光客の滞在ニーズに対応できず、地域の活性化にもつながらない。

≪効果・あるべき姿≫

・急増する外国人観光客の多様な需要への対応や空き家の有効活用策として、治安や公衆衛生など必要な対策を担保した上で、観光客の実際の要望に沿った制度とすべきである。
・当該制度の施設使用期間要件を緩和した上で、将来的には、国家戦略特区の特例を全国展開すべき。

提言 10
東京オリンピック・パラリンピックを契機とした外国人観光客の地方への誘客促進

【国土交通省】

≪提言内容≫

外国人観光客を広く全国に誘導し、地方経済の活性化に資するため、東京オリンピック・パラリンピック開催期間及びその前後の期間を対象とし、低廉な陸・海・空の周遊フリーパス制度を導入すること。

≪具体的支障事例≫

・東京オリンピックを契機として外国人観光客を誘致する際には、地方は、交通費の高さがネックとなる。
・訪日外国人観光客のコースは、東京－富士山・箱根－名古屋－京都・大阪という、いわゆるゴールデンルートや北海道・沖縄に偏る傾向があり、昨今の訪日外国人観光客の大幅な増加が地方に十分波及していない。
・JRグループの JAPAN RAIL PASS など、外国人観光客向けの周遊・割引チケット等はあるが、航空機は周遊制度がないことから、全国への周遊を促進するため、陸、海、空の主要な交通機関を全て利用できる周遊フリーパス制度の導入が有効である。

≪効果・あるべき姿≫

地方への外国人観光客誘致による地域経済の活性化が図られる。

3　出会いの場をつくり、安心して子どもを生み育てるために
（1）子ども・子育て支援の充実

提言 11
地方単独で行っている子ども医療費助成の全国一律の制度化及び財源措置

【厚生労働省】

≪提言内容≫

地方が単独で行っている子ども医療費助成について、少子化対策として義務教育修了までの医療費助成を全国一律の制度として創設し、地方が負担する費用に対し、国が財源措置を行うこと。

≪具体的支障事例≫

・平成 28 年4月現在、県内 20 市町のうち、9市町が義務教育修了まで入院・通院とも助成を実施しており、今後の実施予定としては、平成 28 年 10 月から2市、同年 12 月から1市、平成 29 年1月から1町と、今後も助成市町が増える傾向にあるが、財政事情等から助成拡大に踏み切れない市町もあり、子育て負担の格差が拡大することも懸念される。

・国民皆保険が義務付けられている我が国において、子どもの窓口負担の法定割合は、未就学児は2割、小学生以上は3割となっているが、住所地によって子どもに要する医療費の負担割合が違う現状は、誰もが同じ負担割合で医療を受けられるという国民皆保険制度の趣旨に反し、不公平感が生じている。

≪効果・あるべき姿≫

・義務教育修了までの間は、住所地にかかわらず子どもの医療費の負担割合が同じ取扱いとなり、保護者の不公平感が解消される。

・安心して子どもの医療が受けられることで、少子化対策が図られる。

提言 12
認定こども園の設置及び運営基準における自園調理義務付けの見直し

【内閣府・厚生労働省】

≪提言内容≫

認定こども園では、3歳未満児の給食は原則自園で調理することが義務付けられているが、民間の給食サービスが充実してきていることから、義務付けるかどうかを各自治体の裁量で判断できるよう緩和すること。

≪具体的支障事例≫

・幼稚園では、食事を外部搬入により提供している施設もあるが、認定こども園に移行した場合には、3歳未満児に対する食事は自園調理を行わなければならないため、調理室と調理員が必要となり、幼稚園から認定こども園への移行の妨げの一因になっている。

・認定こども園に移行した後も、施設が3歳以上児の食事を外部搬入する場合は献立を3歳未満児と同一なものにできず、また、異なる食事となった場合には、園全体として進めようとする食育ができない可能性がある。

≪効果・あるべき姿≫

施設の改修や調理員の確保が足かせとなり、認定こども園への移行に躊躇している幼稚園について、認定こども園への移行が促進され、多様な保育ニーズに対応できる。

提言 13

放課後児童支援員認定資格研修の弾力的運用　【厚生労働省】

≪提言内容≫

「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」に基づき、平成 27 年４月１日から都道府県が実施する放課後児童支援員認定資格研修を修了した放課後児童支援員を、1クラブにつき2名（うち１名を除き、補助員の代替可）を配置することが義務付けられた。平成 27 年４月 1 日以前から勤務している職員についても一律に研修を受講することが義務付けられているため、研修制度導入前から従事している放課後児童支援専門員については、研修の内容を一部免除すること。

≪具体的支障事例≫

これまでに県が実施した「資質向上研修」を受講するほか、現場経験を十分に積み、知識･技能を習得している勤務継続職員に対しても、16 科目 24 時間の基礎的研修の受講を一律に求めていることから、現場職員の負担となっており、経過措置終了後の放課後支援相談員の確保に支障が生じる可能性もある。

≪効果・あるべき姿≫

真に受講が必要と認められる者に対してのみ研修を実施することで、現場の負担を軽減できるとともに、放課後児童支援員の確保に資する。また、県や市町にとっては、研修開催経費や受講者旅費等の経費縮減にもつながる。

３　出会いの場をつくり、安心して子どもを生み育てるために
（２）子どもや親子に安心な環境の整備

提言 14
高等学校等就学支援金制度に係る支給要件の緩和　【文部科学省】

≪提言内容≫

高等学校等就学支援金制度に係る支給期間（最大 36 月）や、履修単位数（上限 74 単位）について、長期療養などのやむを得ない事由等、個々の事情を斟酌した上で延長・拡大できるよう要件を緩和すること。

≪具体的支障事例≫

就学支援金の支給期間は、最大で 36 月（ただし、高等学校・中等教育学校後期課程の定時制・通信制課程及び専修学校高等過程・一般課程の夜間等学科・通信制学科に在籍する場合は最大で 48 月）である。このため、年度の途中から長期療養などやむを得ない事由により休学した者について、留年後、支給期間を超過して修学することとなる期間は支給対象外とされている。

また、履修単位数に関して、単位制で教育課程上 74 単位（1年当たりは 30 単位）を超えて習得する者についても、同様に超過分は支給対象外となる。

≪効果・あるべき姿≫

長期療養などのやむを得ない事由により就学支援金の支給対象者が留年した場合等には、超過分について同制度による支援が受けられないため、個々の事情を斟酌した上で支給期間等を延長・拡大することができるよう要件を緩和することで、生徒が安心して修学することが可能になる。

提言 15
学校施設長寿命化対策に係る支援制度の充実　【文部科学省】

≪提言内容≫

学校施設の長寿命化改良事業において、対象を大規模改修に限定する要件を撤廃し、計画的な部分的改修を対象とするなど、財政規模の小さな団体でも対応できるようにすること。また、小・中学校のみでなく、高等学校も支援の対象とすること。

≪具体的支障事例≫

平成 25 年度に、原則として建物一棟全体（内部・外部共）を長寿命化改良する全面的な改修工事を対象とした公立学校施設整備費国庫負担事業における長寿命化改良事業が創設され、学校施設の老朽化対策は一定の成果を上げているが、1校当たり 7,000 万円（小規模校は 1,000 万円）以上の全面的改修が要件であるため、計画的に改修する部分的な工事が対象となっていないほか、高等学校は長寿命化改良事業の対象となっていない。

本県では、耐震化が終了した学校施設の老朽化が懸念されており、学校施設の長寿命化対策を進める上で、財源の確保が不可欠である。

≪効果・あるべき姿≫

事業の対象を大規模改修に限定する要件を撤廃し、財政規模の小さな団体でも対応できるようにするとともに、高等学校を支援の対象とすることで、計画的に安全・安心な教育環境の整備の推進が図られる。

提言 16

公立学校施設整備事業における予算単価の引上げ　【文部科学省】

≪提言内容≫

実際の工事に要する経費と国交付金の算定基礎となる予算単価との間に乖離があり、事業費に見合う額が交付されていないため、実情に合うよう予算単価の引上げを図ること。

≪具体的支障事例≫

交付金の算定基礎となる予算単価については、資材費・労務費などの変動を考慮の上、適宜、改定が行われているものの、実際の工事に要する経費と予算単価に依然として乖離があり、実際の施設整備に見合う額が交付されておらず、自治体にとって、実質的な超過負担となっている。

≪愛媛県の投資的経費の状況（普通建設事業費　補助事業費）≫

〇決算に占める国庫支出金の割合

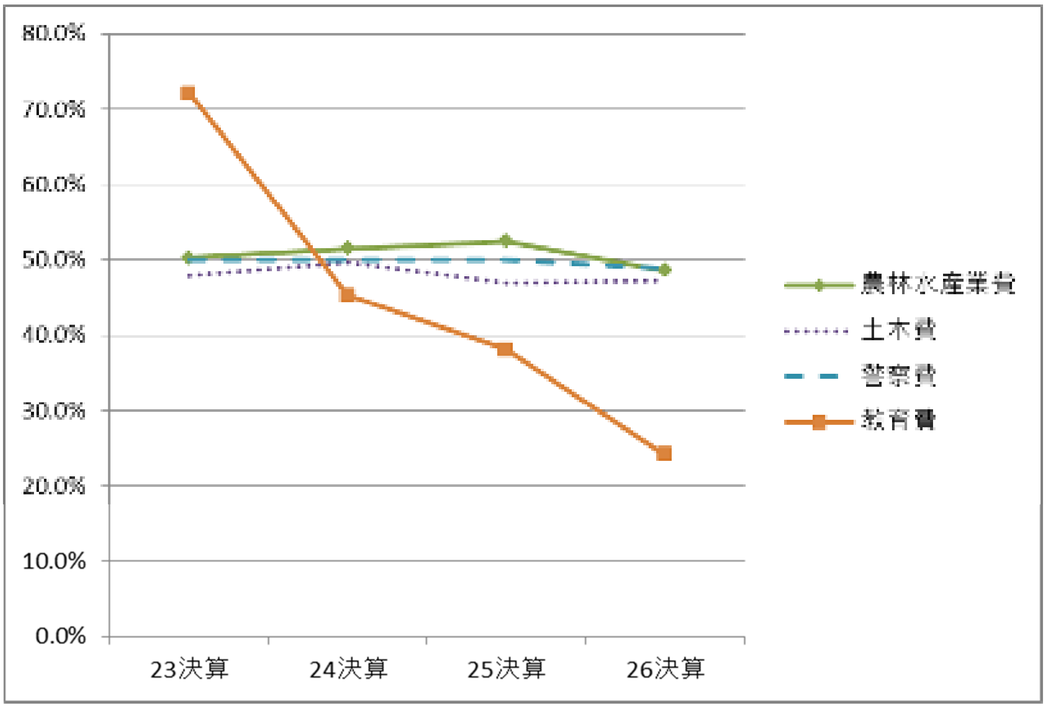

※民生費・衛生費はその他の特定財源（基金）があり、比較が困難なため除外

≪効果・あるべき姿≫

実情に合った予算単価への引上げがなされることにより、自治体の負担が軽減され、公立学校の施設整備の一層の推進を図ることができる。

提言 17
通級による指導の対象となる障がいの種類の見直し　【文部科学省】

≪提言内容≫
知的障がいを通級による指導の対象に加えること。

≪具体的支障事例≫
知的障がい児は、小中学校の通常の学級に在籍できるにもかかわらず、通級による指導の対象外であることから、個々の障がいの状態等に応じた特別の指導を受けることができない。このため、学校現場では、保護者の希望に沿うよう、通常の学級の中で各教師が可能な範囲で個別の配慮を行っている。

※通級による指導とは
日本の義務教育における特別支援教育の制度の一つで、通常の学級に在籍していながら、通級指導教室において一部特別な指導を受けることの出来る制度。

【制度改正の経緯】
通級学級に関する調査研究協力者会議の審議のまとめ（平成4年3月 30 日）において、知的障がいについては「原則として、主として特殊学級において、いわゆる固定式により指導することが適切である」と示され、平成5年度から開始された通級による指導の対象とならなかった。なお、平成 18 年度の制度改正では、発達障がいが新たに通級の対象となったが、知的障がいは対象とされなかった。

平成 25 年9月には学校教育法施行令等が改正され、障がいのある児童生徒の就学先が総合的判断によることとなったことから、知的障がい児も制度上、当然に通常の学級に在籍することとなった。しかし、同年 10 月の 25 文科初第 756 号通知でも、知的障がい児は通級による指導の対象外とされている。

平成 27 年度の地方分権改革に関する提案募集で提案したところ、国の回答では、「知的障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するために効果的な指導内容等の実践研究を地方公共団体の参加を得て実施した上で、研究成果の検証を踏まえて知的障害を加えることについて検討し、平成 31 年度中に結論を得る」とされた。

≪効果・あるべき姿≫
本県では、インクルーシブ教育システム構築という国の方針のもと、多様な学びの場の整備を進めている。通常の学級に在籍する知的障がい児についても、他の障がい種の児童生徒と同様に通級による指導を行うことで平等な教育機会が確保できる。

個々の障がいの状態等に応じた特別の指導が可能となることで、多様な学びの場の整備につながるとともに、学校現場の負担を軽減し、子供の成長を願う保護者の期待に応えることになる。

４　元気な地域をつくり、いつまでも地域で暮らせるようにするために
（１）安心できる環境の整備

提言 18
離島航路に係る対象航路の拡大　【国土交通省】

≪提言内容≫

地域が維持すべきと認める生活航路については、他に代替手段がない航路に限るという要件を緩和し、唯一航路に準じて国の補助対象として認定すること。

≪具体的支障事例≫

島嶼部で構成される地域において通勤や通院などに活用される重要な生活航路であるにもかかわらず、唯一航路でないために国庫補助の対象外となっている離島航路については、関係自治体による船舶の無償貸与や運航欠損への補助金支出等が行われている。

しかしながら、人口減少や近隣自治体が架橋で本土と接続されたこと等により利用者の減少が続き、運航欠損が拡大する中、地元自治体の財政負担も重くなり、減便で対応せざるを得ない状況が生じるなど地域住民の生活にも影響が出ている。

【自治体支援の状況】

・魚島～弓削～土生航路（航路事業者：上島町）

当航路は国庫補助対象航路であるが、他航路の経路との重複により補助対象経費から除外される部分（弓削～土生間）があり、除外部分の欠損については県のみが半額を補助。

・今治～土生航路（航路事業者：芸予汽船㈱　※三セク）

当航路は国庫補助対象外の航路であり、上島町が船舶を無償貸与しているほか、今治市、上島町、広島県尾道市が欠損の全額を補助。（平成 26 年 1 月に 9 便から 8 便に減便）

・土生～岩城（長江）航路（航路事業者：㈲長江フェリー）

当航路は国庫補助対象外の航路であり、燃料費の高騰を理由に平成 25 年 7 月に 20 便から 19 便に減便（最終便を減便）する事態が生じ、上島町が減便分の経費を全額補助することにより、平成 27 年 8 月に 20 便に戻している。

・今治～木江・大三島・岡村（航路事業者：大三島ブルーライン　※三セク）

当航路は国庫補助対象外の航路であり、今治市と広島県及び大崎上島町が運航欠損への補助金を支出している。なお、平成 24 年度に航路再編（快速船及びフェリーをフェリーのみに集約）を実施。

≪効果・あるべき姿≫

地域の重要な生活航路について、離島航路に係る対象航路の要件を緩和し、国庫補助対象とすることで、海上交通を通学・通院等のために利用する交通弱者の足が安定して確保される。

提言 19
地方単独医療費助成に対する国庫負担金等の減額措置の廃止【厚生労働省】

≪提言内容≫

地方自治体が子どもや障がい者等に対して独自に医療費を助成した場合、市町村が運営している国民健康保険に対する国庫負担金等を減額調整する措置について、全国的に導入が進み、標準的となっているものについては直ちに廃止すること。

≪具体的支障事例≫

子育て家庭の経済的負担を軽減し、安心して子育てができるよう、全国の自治体で、子どもの医療費の自己負担への補助や、社会的弱者のセーフティネットとして障がい者の医療費の自己負担への補助といった地方単独の医療費助成を実施しているが、国は、「安易な受療を招き、医療費を増加させる」として、全国で約 480 億円の国庫負担金等を減額調整している。しかし、少子化対策等は本来国策として行うべきものであり、この措置は、国に代わって少子化対策等に取り組む地方の努力に反するものであるとともに、構造的な問題を抱え財政運営の厳しい市町村国保の財政安定化を阻害している。

≪効果・あるべき姿≫

国庫負担金の減額調整措置を廃止することで、全国で約 480 億円の地方負担が解消され、市町村国保の財政基盤強化につながる。

提言 20
届出による救急医療病床の設置　【厚生労働省】

≪提言内容≫

病床過剰地域において、救急医療に係る病床を新たに設置しようとする場合は、厚生労働大臣の同意が必要であるが、生命に関わる救急医療は最優先で取り組む必要があるため、地域の実情に合わせ迅速に対応できるよう、都道府県知事への届出による設置を可能とすること。

≪具体的支障事例≫

・近年、病床の不足から、入院を要する重症患者への救急医療ニーズに対応できず、救急医療体制の維持が困難になる医療機関が生じている。
・救急医療に係る病床等については、厚生労働大臣の同意を得れば、病床過剰地域においても新たな病床を設置できる「特例病床制度」はあるが、大臣同意に時間を要し、支障を来している。
・診療所の病床については、在宅医療やへき地医療など、国が制度的に推進しようとするものにあっては、都道府県知事への届出により一般病床を設置できるが、救急医療に係る病床は設置できない。

≪効果・あるべき姿≫

救急医療を維持するために、真に必要な病床を速やかに整備することができ、地域の実情に応じた救急医療提供体制の安定的な確保が可能となる。

提言21

在宅の重症心身障がい児（者）に係る支援体制基準の緩和　【厚生労働省】

≪提言内容≫

重症心身障がい児（者）に係る日中活動サービス（児童発達支援・放課後等デイサービス）を提供する事業所について、中山間地域など利用者が少ない地域でもサービスが提供できるよう、5名未満の利用定員を可能にするとともに、人員基準（児童発達支援管理責任者の専任要件）を緩和すること。

≪具体的支障事例≫

・重症心身障がい児（者）向けのサービスについては、医療的に対応できる人材等の確保が困難であることや、利用者の急な体調不良によるキャンセルも多いことなどから、利用者確保等のため人口密集地にサービスが偏る傾向にあり、事業所の無い地域では、長時間の送迎をしている家庭も多く、利用者の大きな負担となっている。

・中山間地域が多く、サービス資源も限られている本県においては、南愛媛療育センターが2カ所の分園でサービスを提供したり、子ども療育センターが巡回療育を実施するなど、既存のサービス資源を活用して、小規模でも広域的にサービスを提供できる取組が行われている。しかし、省令の基準により、事業所の利用定員が5名以上とされ、これを前提とした人員体制が求められており、サービスを展開する上での支障となっている。

≪効果・あるべき姿≫

利用者数が少ないと見込まれる地域における事業所の立上げを支援し、重症心身障がい児（者）が身近な地域で安心して生活できる環境整備が図られる。

提言22

外国人介護人材の確保に関する各種制度等の要件の緩和　【厚生労働省】

≪提言内容≫

１　資格試験や養成施設において言語面での配慮をすること。

（１）介護福祉士国家試験では英語等での受験を可能とすること。

（２）介護福祉士養成施設については、英語等による授業を実施すること。

（３）介護現場におけるコミュニケーション力を確保するための支援方策を検討すること。

２　外国人を受け入れる各種制度において要件を緩和すること。

（１）ミャンマーをはじめとする東南アジア各国など受入れ対象国を拡大すること。

（２）外国人技能実習制度について、介護職種の追加にあたっては、語学等に係る要件緩和や在留期間の延長を検討すること。

≪具体的支障事例≫

・今後、認知症や医療ニーズを併せ持つ要介護高齢者の増加による介護サービスの増大が見込まれており、2025 年には、全国で約 253 万人の介護人材が必要となる一方で、深刻な少子高齢化の進展による人口減少が想定され、これまでの施策を継続した場合、約 37.7 万人が不足し、本県でも約 3.6 千人が不足すると推計されている。

・このため、平成 27 年度から地域医療介護総合確保基金を活用し、介護人材確保の取組みを進めているが、今般、国が新たに掲げた「介護離職ゼロ」の実現に向けた介護基盤整備の前倒しにより、あらゆる施策を総動員し、総合的に取組みを進める必要があることから、外国人介護人材の受入拡充を検討すべきである。

・現在、外国の人材を介護分野において活用する方策としては、EPAによる受入れ（インドネシア、フィリピン、ベトナム）のみで、これまで入国者総数 2,106 人に対し、介護福祉士資格取得者は 352 人、うち日本において就労しているのは 250 人弱（平成 27 年 10 月現在）と極めて少ない。

・一方、「外国人技能実習制度」に介護分野を追加するとともに、介護福祉士の資格を有する外国人に在留資格を与える法律改正案が平成 28 年の通常国会に提出され、技能実習生の受入期間が３年から５年に延長される見込みであるものの、介護分野の人材については日本語能力N４（基本的な読み聞き）で入国が許され、２年目にはN３レベル（日常場面での読み聞き：EPAと同レベル）が求められている。

・外国人を受け入れている介護施設の現場では、日本語でコミュニケーションをとって業務に携わりながら技術や知識を習得しているが、業務とは別途、資格試験のための日本語学習をしている実態がある。

≪効果・あるべき姿≫

・介護専門知識の取得と、コミュニケーションとしての日本語の読み書き能力の取得を分離することで、外国人の負担を軽減し、介護職員としての能力を引き出しやすくなる。

・現行の外国人の介護人材を受け入れる制度である経済連携協定（EPA）のみならず、技能実習制度への介護職拡大にあたって要件緩和や在留期間の延長を進めることで、深刻な課題となっている介護人材の確保が促進される。

提言 23

原発の円滑な廃炉に向けた各種措置　【経済産業省】

≪提言内容≫

① 安全な廃炉にはさまざまな分野の技術の集積が必要であることから、加圧水型原子炉に広く適用できる廃炉技術研究を伊方原発において実施すること。

② 原発の廃炉・解体等に伴い発生する廃棄物等の処分については、発生者責任という原則を基本に、原子力事業者が取組みを進めることは当然であるが、安全性や必要性について、国民に対して十分な説明に努め、理解を深めていくなど、エネルギー政策を司る国として積極的に関与すること。

③ 原発の廃炉・解体等を行うためには、運転により発生した使用済燃料を当該原子炉の使用済燃料プールから移動することが必要となることから、原子力発電をエネルギー政策の柱としてきた国は、使用済燃料の保管、中間貯蔵、再処理、高レベル放射性廃棄物最終処分に対して、前面に立って取り組むとしているが、確実に対策を進めるよう、今まで以上に国が責任を持って取り組むこと。

≪具体的支障事例≫

① 我が国では伊方原発と同型の加圧水型原子炉の廃炉実績はなく、初めての経験となることから、様々な課題が出てくるおそれがある。

② 原発の廃炉・解体に伴い発生する廃棄物のうち9割以上は放射性物質を含まない一般の産業廃棄物であるが、原発から発生する廃棄物というだけで再利用や処分が困難となることが予想される。また、低レベル放射性廃棄物は、放射能レベルに応じて浅地中トレンチ処分、浅地中ピット処分、余裕深度処分を行うこととされているものの具体的な処分先が決まっていないなどの課題があり、円滑に廃炉が進まないおそれがある。

③ 原発の廃炉・解体等を行うためには、運転により発生した使用済燃料を当該原子炉の使用済燃料プールから移動させることが必要となる。しかしながら、使用済燃料の保管については、各原発の使用済燃料プールが、数年で満杯になるものが多く、さらに、プールが満杯になっても持っていく所がないという、逼迫した状態である。これは、六ヶ所再処理工場が稼働していないこと、使用済燃料の最終処分場がいまだに決まっていないことなどが原因である。

≪効果・あるべき姿≫

加圧水型原子炉の廃炉技術が確立されること、原発の廃炉解体に伴い発生する廃棄物の処分先が決まること、使用済燃料の搬出・処分先が整備されていくことにより、円滑な廃炉が進められる。

提言 24
複数の都道府県をまたがる産業廃棄物収集運搬業等の許可　【環境省】

≪提言内容≫

産業廃棄物収集運搬業及び特別管理産業廃棄物収集運搬業の事業範囲が複数の都道府県にまたがる場合の当該許可については、主たる事務所を所管する都道府県を経由して、環境省(地方環境事務所)が行うこと。

≪具体的支障事例≫

現状では、法律上、自治体ごとに許可を要することとなっているため、事業範囲が複数の都道府県にまたがる場合、それぞれの都道府県ごとに許可を要し、事業者にとって事務手続や経費にかかる負担が大きい。また、行政処分を行う場合には、他の自治体の行政指導状況等も把握する必要があるが、情報収集が困難であり、効率的な事務手続となっていない。

≪効果・あるべき姿≫

事業者にとって、書類作成に係る業務負担及び経費(手数料)の削減を図ることができるとともに、自治体にとっても、事務負担の軽減を図ることができる。さらに廃棄物処理法違反の発覚時等において、国主導でスピーディーな対応が可能となる。

提言 25
産業廃棄物不法投棄等原状回復支援事業の拡充等　【環境省】

≪提言内容≫

産業廃棄物が不適正に保管、収集、運搬又は処分された場合において、都道府県・市が行う原状回復の費用の一部を負担する産業廃棄物不法投棄等原状回復支援事業の拡充を図るとともに、環境省の廃棄物処理の代行も含めた積極的な支援を行うこと。

≪具体的支障事例≫

大量の産業廃棄物の不法投棄があった場合において、原状回復に多額の費用を要するときは、予算の関係で、同支援事業を活用できないおそれがある。また、都道府県・市では、膨大な産業廃棄物を迅速かつ円滑に処理できないおそれがあるとともに、多数の県外排出事業者に費用求償する必要も出てくる。

≪効果・あるべき姿≫

大規模な不法投棄に対しても、迅速かつ適正な廃棄物の処理を行うことができるようになり、生活環境の保全と公衆衛生の向上に資する。

提言 26

浄化槽市町村整備推進事業の要件緩和　【環境省】

≪提言内容≫

浄化槽市町村整備推進事業実施要綱における基数要件（10基以上）を緩和すること。

≪具体的支障事例≫

本県では、生活排水処理対策に効果的かつ効率的な浄化槽市町村整備推進事業の取組みを市町に求めているが、久万高原町等では高齢化や人口減少のため、整備予定基数が国の補助金交付要件とされている10基を下回ることから、国の交付金を活用できず、町単独で整備せざるを得ない状況となっている。

≪効果・あるべき姿≫

当該事業に係る市町の負担が軽減され、汚水処理率の向上、浄化槽の適正な維持管理及び利用者の負担軽減につながる。

提言 27

被災者生活再建支援制度の適用拡大　【内閣府】

≪提言内容≫

現在の「被災者生活再建支援制度」では、全壊や大規模半壊などに限定されているが、半壊や床上浸水の被害でも、日常生活に大きな支障が生じているため、適用対象とすること。また、同じ災害で複数市町にまたがる被害でも、住宅全壊被害が 10 世帯未満の市町村に居住する被災者も支援金の支給対象とすること。

≪具体的支障事例≫

・本県においては、平成 16 年度に被災者生活再建支援法が適用された災害において、同法の対象とならない半壊・床上浸水の被害については、市町が被災者に支援する場合に県独自の支援制度で対応した。

・近年では、平成 24 年5月に茨城県及び栃木県、同年9月に埼玉県及び千葉県で、それぞれ竜巻による甚大な被害が発生したが、市町村境などで発生した被害では、市町村又は都道府県の全壊世帯数の違いにより、支援対象となる自治体と支援対象とならない自治体が存在した。

≪効果・あるべき姿≫

大規模災害時に、支援対象の拡充及び自治体間での不均衡の是正がなされ、被災者の生活再建が一層促進される。

提言 28

国営土地改良事業等受益地の農用地区域からの除外に関する規制の見直し

【農林水産省】

≪提言内容≫

長期にわたる大規模な事業で、部分的に工事が完了して効果が発現した受益地については、地域の実態に合った土地利用を進めるため、農用地区域からの除外に係る起算を「実際上の受益効果を発生させた工事が完了した日の属する年度の翌年度」とすること。

≪具体的支障事例≫

国営又は国の補助による土地改良事業では、「工事完了公告における全ての区間の工事完了の日の翌年度」から8年が経過していない場合は、受益地の農用地区域からの除外が原則として禁止されているが、大規模な国営土地改良事業等は、受益地が広範囲で、区域を画して工事期間が何期にも及ぶため、区域によっては、その区域の工事が終了した時点と、全ての区域の工事完了公告時点とに大きな時間差が生じる。

このため、その区域の工事が終了し、実際上の受益が発生してから相当の期間が経過していても、受益地の農用地区域からの除外が原則としてできないことから、制度と住民の感覚のずれにより地元の理解が進まず、当該区域の農業情勢・社会情勢の変化等を即座に反映させることが困難な場合がある。

【大規模なかんがい排水事業の例】
「国営かんがい排水事業道前道後平野地区」
○事業完了：平成 26 年 3 月 31 日
○実施工程
・道前道後平野（一期）地区
　平成元年度～平成 18 年度
・道前道後平野（二期）地区
　平成3年度～平成 22 年度
・施設機能監視制度（志河川ダム）
　平成 23 年度～平成 25 年度
○関係地域：松山市外3市2町
（道前平野）西条市
（道後平野）松山市、伊予市、東温市、
　松前町、砥部町

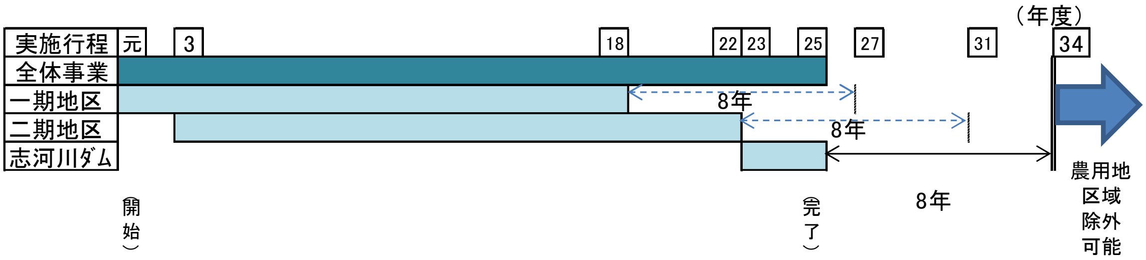

≪効果・あるべき姿≫

農業情勢・社会情勢の変化等の実態に応じた土地利用が進めやすくなる。

提言 29

災害時における災害情報の収集伝達システムの整備に係る財政措置の拡充

【内閣府、総務省】

≪提言内容≫

災害時における災害情報の住民への確実な伝達や収集、県・市町等関係機関間の緊急連絡手段として、デジタル同報系防災行政無線をはじめとする災害情報の収集伝達システムの整備に係る財政措置を拡充すること。

≪具体的支障事例≫

近い将来、発生が懸念される南海トラフ地震や近年の異常気象による大規模な風水害の発生状況を踏まえると、山間部や島しょ部を多く抱える本県では、災害時に、交通や通常の通信手段が途絶した場合などにおける災害情報の住民への確実な伝達や収集、県・市町等関係機関間の連絡手段として、デジタル同報系防災行政無線をはじめとする災害情報の収集伝達システムの整備が不可欠である。

平成 27 年度予算からデジタル同報系防災行政無線が社会資本整備総合交付金の交付対象外とされたほか、各種情報収集伝達システムの財源として利用されてきた緊急防災・減災事業債の起債措置も平成 28 年度までとされている。

これらの整備には多額の経費を要し、県や市町単独での財政負担は困難な状況である。

≪効果・あるべき姿≫

国が、多額の経費を要する県や市町の災害情報の収集伝達システム整備に対する財政支援を拡充することで、災害時における災害情報の住民への確実な伝達や被害状況の把握、応急対策のための関係機関間の迅速・的確な連絡体制の構築が可能となり、多くの県民の生命を守ることができるとともに、減災効果も期待できる。

４　元気な地域をつくり、いつまでも地域で暮らせるようにするために
（２）心豊かに暮らせる地域づくり

提言 30　空家対策について　【国土交通省・総務省】
①空家対策に関する税制改正

≪提言内容≫

除却勧告等に従わず特定空家等を放置した場合は、固定資産税の重加算を行う等、更なる税制改正を行うこと。

≪具体的支障事例≫

宅地の固定資産税の課税標準は住宅用地特例により 1/6 等となっている。平成 27 年５月の空家対策特措法の施行及び改正地方税法の施行により、倒壊の危険が高い「特定空家等」について、市町長が除却勧告した場合には、住宅用地特例の適用が除外され、また、市町長の除却命令に従わなかった場合に、50 万円以下の過料に処せられるようになったが、過料に比して除却費用が割高なため、放置されるおそれがある。

≪効果・あるべき姿≫

「特定空家等」を除却しなかった場合は、より高率な固定資産税が賦課されるようになるため、所有者等による自発的かつ早期の除却が促進される。

提言 30　空家対策について　【国土交通省】
②空家等に対する応急措置

≪提言内容≫

防災・安全上、緊急を要するものについては、二次被害の拡大等を防止するためにも、助言・指導、勧告、命令の所定の手続を経ることなく、迅速に必要最小限度の応急安全措置をできるようにすること。

≪具体的支障事例≫

防災・安全上、部分的な緊急措置が必要と判断される場合にも、措置を行うためには、助言・指導、勧告、命令の所定の手続を順を経て行う必要があるため、時間を要し、被害を拡大させるおそれがある。

≪効果・あるべき姿≫

緊急時に迅速な対応が可能となるため、二次被害の発生抑制につながり、安全が確保される。

提言 31
科学研究補助金の応募要件の緩和　【文部科学省】

≪提言内容≫

補助対象となり得る研究を行っている学芸員が所属する博物館法上の登録博物館を研究機関に指定し、在籍する学芸員についても、研究代表者または共同研究者の対象となるよう応募要件を緩和すること。

≪具体的支障事例≫

科学研究費補助金は、政府全体の競争的資金の5割強を占める日本最大規模の競争的資金制度であるが、補助金申請については、地方公共団体の場合は文部科学大臣が指定する研究機関に所属する研究者であることが前提となっている。

本県（総合科学博物館）の場合、研究を行っている学芸員が在籍していても、博物館は指定研究機関の申請が受け付けられず、指定研究機関でなければ学芸員の研究者情報が登録できないため、補助金の申請ができない。そのため、高度な研究を行おうとしても、研究機材に対する補助がなく、研究を断念している現状がある。

（博物館法第４条には、学芸員は、博物館資料の収集、保管、展示及び調査研究その他これと関連する事業についての専門的事項をつかさどる専門的職員と位置付けられている。）

≪効果・あるべき姿≫

博物館法の登録博物館に在籍する学芸員についても補助申請の対象とすることで、実際に研究を行っている者に公平に、当該補助金を活用して研究する機会が与えられる。

提言 32

日本型直接支払制度における事業実施期間等の要件緩和　【農林水産省】

≪提言内容≫

［共通項目］

農業・農村の有する多面的機能（国土保全、水源涵養、景観形成等）の維持・発揮を図るための「日本型直接支払制度」においては、高齢者等の参加を促進し、地域の共同活動と農業生産活動の継続を推進するため、事業実施期間（現行５年）については、５年以内で柔軟に設定できるようにすること。また、人口減少や高齢化により実施期間内に事業の一部が継続できなくなった場合に、事業開始（認定）年度にまで遡及される返還義務を、活動実績が確認できる年度分については、返還を免除すること。

［個別項目］

① 多面的機能支払交付金

農業・農業用水路等の保全を目的とした多面的機能支払交付金では、その取組（農地法面の草刈り、水路の泥上げなど）を維持・継続するため、地域での人口減少や高齢化の現状を踏まえ、返還免除の要件において、中山間地域等直接支払制度と同様に、農業者の病気や高齢等の要件を加えること。

② 中山間地域等直接支払制度

・条件不利地域での農業生産活動を支援する中山間地域等直接支払制度における「超急傾斜農地保全管理加算」は、「担い手の育成等の体制整備要件(協定)」と「販売促進等の加算要件」の2つの要件が必要とされているが、基礎協定のみの集落であっても加算できるように要件を緩和すること。

・また、事業の一部が継続できなくなった場合に、一定の要件（協定農用地面積が 15ha 以上又は集落連携・機能維持加算に取り組む協定で集落戦略を作成した集落協定など）を満たせば交付金の返還免除等の措置はあるが、それ以外の協定では集落全体に返還義務が及ぶことから、高齢者が参加しやすいよう、多面的機能支払交付金と同様に、返還義務を廃作部分（個人部分）のみとし、中山間地域への移住促進や、担い手への農地集積・集約の円滑化を妨げることのないよう、協定からの農地除外の免責事由を拡大すること。

※①多面的機能支払交付金、②中山間地域等直接支払制度は、「日本直接支払制度」に包括された各制度

≪具体的支障事例≫

［共通］

・高齢者の多い集落では、５年間の農地維持が困難であることや、また、農地を適切に保全していたにもかかわらず事業の一部が継続できなくなった場合には事業開始年度に遡っての返還が必要なことから、取組を躊躇したり、参加をあきらめるケースが多い。

［個別］

① 多面的機能支払交付金

・農業者の病気、高齢等により農地を維持できなくなった場合には、事業開始年度に遡っての返還が必要なことから、取組を躊躇するケースがある。

・また、中山間地域等直接支払制度では農業者（家族を含む。）の死亡や病気、高齢等の理由により事業を継続できなくなった場合は返還が免除され、両交付金制度に参加する集落が多い中で、返還免除要件が異なることについて、理解されにくい。

② 中山間地域等直接支払制度

・「超急傾斜農地保全管理加算」については「担い手の育成等の体制整備要件(協定)」と「販売促進等の加算要件」の2つの要件が必要であるが、本県では基礎協定（農業生産活動を継続するための活動）が半数以上（867 協定中 511 協定）であることから、高齢者や人口減少の著しい地域では加算の要件を満たすことができない。

・交付金の返還要件として、５年間の活動が継続できなければ、一定の要件以外では、「協定農用地のすべてについての交付金（集落全体の交付金）」の返還義務がある中、今年度、協定農用地面積が 15ha 以上又は集落連携・機能維持加算に取り組む協定で集落戦略を策定した集落協定については返還規定の見直しが図られたが、本県においては 77%の協定が 15ha 未満（867 協定中 664 協定）であり、集落連携・機能維持加算についても新たな人材の確保要件があるため県内では当該加算に取り組む協定もなく、高齢者は５年後も健康で農業を続けていけることへの不安やその際の集落（他の参加者）への負担（迷惑）になることを心配し、当初から参加をあきらめる者も多い。
・一方、多面的機能支払交付金では、「当該農用地部分に交付された交付金（個人の交付金）」のみの返還でよく、両交付金制度に参加する集落も多い中で、返還免除要件が異なることについて理解されにくい。
・農用地を後継者の住宅や農林水産業関連施設へ転用することは認められているが、住宅以外の施設（店舗、作業舎、倉庫等）への転用は認められていないため、移住しようとする者や担い手等の就業機会の確保、経営の安定化に向けた体制整備において支障となっている。

支障項目		多面的機能支払	中山間地域等直接支払
事業実施期間		５年間	５年間
交付金の返還	遡及返還	事業計画の認定年度に遡って返還。	協定認定年度に遡って返還。
	対象範囲	全部又は一部を返還。	全部又は一部を返還。
	免除規定	農業者の病気、高齢等により活動が続けられなくなっても、返還の義務がある。	農業者の死亡、高齢又は農業者本人の病気若しくはその家族の病気その他これらに類する事由により継続が困難な場合、返還が免除される。（「集団的かつ持続可能な体制整備」に取り組む協定を除く。）
			協定農用地面積が 15ha 以上又は集落連携・機能維持加算に取り組む協定で集落戦略を策定した集落協定においては返還免除等が規定。
超急傾斜農地保全管理加算			「担い手の育成等の体制整備要件(協定)」と「販売促進等の加算要件」の２つの要件が必要。
転用要件			農業後継者等の住宅や農林水産業関連施設への転用は認められるが、それ以外の施設（倉庫、作業舎、店舗等）では転用が認められず、移住をしようとする者等の就業機会の確保等、地域を活性化する上で支障。

≪効果・あるべき姿≫

集落の活性化、機能維持が図られるほか、多くの集落が活動に取り組むことで集落間連携が進み、また、制度の安定化により参加者の減少を食い止めることで農地保全効果が高まり、移住者の増加や担い手の規模拡大により地域活性化が図られる。

国体みきゃん

2017

愛顔（えがお）つなぐえひめ国体

第72回国民体育大会　平成29年 9 月30日(土)～10月10日(火)

愛顔（えがお）つなぐえひめ大会

第17回全国障害者スポーツ大会　平成29年10月28日(土)～10月30日(月)

障スポみきゃん

君は風 いしづちを駆け 瀬戸に舞え